

山口県報

平成18年
4月1日
(土曜日)

目 次

訓令
山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令(人事課).....

山口県訓令第十六号



山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十八年四月一日

山口県知事 二井 閑 成

庁 中 一 般
出 出 先 機 関
山 口 県 教 育 庁
各 教 育 機 関
山 口 県 警 察 本 部
各 警 察 署
山 口 県 議 会 事 務 局
山 口 県 監 査 委 員 会 事 務 局
山 口 県 人 事 委 員 会 事 務 局
山 口 県 労 働 委 員 会 事 務 局

山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令

山口県事務決裁規程(昭和四十四年山口県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中、「山口県立病院静和荘院長」を「山口県立こころの医療センター院長」に改め、同条第十号中、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同条第十四号中「第十二条第四項」を「第十二条第三項」に改める。

第十条第一項の表知事部局及び出納局の項第二次代決者の欄、同条第三項、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条第二項及び第三項中、「第十二条第四項」を「第十二条第三項」に改める。

別表第二の1の項の(41)中「(42)」を「(42)」に改め、同項中(41)を(43)とし、(26)から(40)までを(28)から(42)までとし、同項の(25)中「(24)」を「(24)」に改め、同項中(25)を(27)とし、(15)から(24)までを(17)から(26)までとし、同項の(14)中「(14)」を「(14)」に改め、同項中(14)を(16)とし、(13)を(15)とし、同項の(12)中「(12)」を「(12)」に改め、同項中(12)を(14)とし、(11)を(13)とし、同項の(10)中「(10)」を「(10)」に改め、同項中(10)を(12)とし、(9)の次に次のように加える。

(10) 公の施設の指定管理者の指定 (法第244条の2第3項)							
(11) 公の施設の指定管理者の指定の取消し及び業務の停止の命令 (法第244条の2第11項)							

別表第二の39の項の(3)及び(8)中「(10)」を「(10)」に改める。

別表第三の1の表中

「 課 」 を 「 課 」 に、 「 課 」 を 「 課 」 に改め、同表政策企画課

の部3の項を次のように改める。

3 国土形成計画法(昭和25年法律第205号。以下この項において「法」といふ)の施行に関する事務	(1) 全国計画に係る提案 (法第 8 条第 1 項)									
	(2) 広域地方計画に係る提案の進達 (法第11条第 1 項)									

別添録三の一の衆政策企画課の部中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、7の項を6の項とし、回衆中労務課の部を削り、回衆中労務課の部の次に次のように定める。

統計分析課 1 統計の普及及び調整、統計資料の刊行並びに統計の分析に関する事務	(1) 統計大会の開催									
	(2) (1)に掲げる事項以外の統計の普及及び調整、統計資料の刊行並びに統計の分析に関すること。									

別添録三の二の衆健康福祉課の部中(三)「山口県立病院静和荘」と「山口県立こころの医療センター」に於ける「回衆中労務課」の部を削り、次のように定める。

1 公立大学法人山口県立大学に関する事務	(1) 業務方法書の認可 (地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下この項において「法」といふ。)第22条第1項)									
	(2) 料金の上限の認可 (法第23条第1項)									
	(3) 中期目標の設定及び変更 (法第25条第1項)									
	(4) 中期計画の認可及び変更命令 (法第26条第1項、第4項)									
	(5) 財務諸表の承認 (法第34条第1項)									
	(6) 会計監査人の選任 (法第36条)									
	(7) 会計監査人の解任 (法第39条)									
	(8) 残余の額及び積立金の処理に係る承認 (法第40条第3項、第4項)									
	(9) 限度額を超えた短期借入金の認可 (法第41条第1項)									
	(10) 短期借入金の借換えの認可 (法第41条第2項)									
	(11) 重要な財産の処分等の認可 (法第44条第1項)									
	(12) 報告の徴収及び立入検査 (法第88条第1項)									

課長が特に重要と認める
もの以外のもの

低開発地域の振興策の策定に関するもの

1 中山間地域等の振興に係る施策の企画及び総合調整に関する事務	(1) 中山間地域等の振興に関する基本的施策の決定								
	(2) 中山間地域等の振興に係る施策の企画、推進及び調整 室長が特に重要と認めるもの以外のもの								
2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号。以下この項において「法1」という。）の施行に関する事務	(1) 計画の策定及び提出（法第3条第3項）								
	(2) (1)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。								
3 離島振興法（昭和28年法律第72号。以下この項において「法」という。）の振興に関する事務	(1) 離島振興計画の策定等（法第4条第1項、第6項）								
	(2) 離島振興事業計画の作成								
4 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 過疎地域自立促進方針の策定等（法第5条第1項、第4項）								
	(2) 過疎地域自立促進市町村計画の策定に係る協議（法第6条第1項）								
	(3) 過疎地域自立促進県計画の策定及び提出（法第7条第1項）								
5 半島振興法（昭和60年法律第63号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 半島振興対策実施地域の指定の申請（法第2条）								
	(2) 半島振興計画の作成等（法第3条第1項、第3項）								
6 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 事業計画に関する意見の申出（法第8条）								
7 低開発地域工業開発促進法（昭和35年法律第216号。以下	(1) 低開発地域工業開発地区の指定の申請（法第2条第1項）								

観	1 観光の振興に関する事務	(1) 観光事業の振興及び観光資源の開発に関する基本計画の策定										
		(2) 観光事業の振興及び観光資源の開発に関する総合調整										
		(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の観光の振興に関すること。										
	光	2 旅行業法(昭和27年法律第239号。以下この項において「法1」という。)の施行に関する事務	(1) 国内旅行者の登録の拒否(法第6条)									
			(2) 旅行業約款の認可(法第12条の2第1項)									
			(3) 業務改善命令(法第18条の3)									
(4) 登録の取消し等(法第19条)												
(5) 意見の聴取(法第23条第1項)												
(6) (1)から(5)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。												
交	3 通訳案内士法(昭和24年法律第210号。以下この項において「法1」という。)の施行に関する事務	(1) 通訳案内士に対する懲戒の処分(法第33条第1項)										
		(2) (1)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。										
流	4 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号。以下この項において「法1」という。)の施行に関する事務	(1) 施設の維持に係る指示(法第12条第2項)										
		(2) 遵守事項に係る指示(法第13条第2項)										
		(3) 報告の徴収及び立入検査(法第44条第1項、第3項)										
課	5 物産の振興に関する事務	(1) 物産展等への参加基本計画の作成										
		(2) (1)に掲げる事項以外の物産の振興に関すること。										
課	6 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号。以下この項において「法1」という。)の施行に関する事務	(1) 伝統的工芸品の指定申出書の送付(法第2条第3項)										
		(2) 振興計画に係る認定申請書の送付(法第4条第2項)										
		(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。										

別業第三〇三の業に山村合併推進課の部の次に次のものを加える。

1 総合的な交通運輸に係る施策の企画及び総合調整に関する	(1) 総合的な交通運輸に関する基本的施策の決定										

交通運輸 対策室	事務	(2) 総合的な交通運輸に係る施策の企画、推進及び調整	室長が特に重要と認めるもの																	
			室長が特に重要と認めるもの以外のもの																	
2 離島航路の整備に 関する事務	(1) 離島航路対策の基本方針の策定	(2) 補助航路の決定に係る推薦及び県の指定航路の指定																		

別表第三の三の乗船経路の並び次をこのように加える。

2 内外市場調査及び 貿易に関する事務	(1) 内外市場調査、見本市の開催等の基本計画の策定	(2) 内外市場調査、見本市の開催等の具体的計画の作成	(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の内外市場調査及び貿易に関すること。																			

別表第三の三の乗船経路の並び次をこのように加える。

5 電子県庁の推進及び 調整に関する事務	(1) 電子県庁の推進に関する基本的施策の決定	(2) 電子県庁の推進及び調整	課長が特に重要と認めるもの																	
			課長が特に重要と認めるもの以外のもの																	

別表第三の三の乗船経路の並び次をこのように加える。別表第三の四の乗船生活課の部六の項の(二)「危害の防止」を「安全の確保」と改め、同項中(八)を(七)とし、(七)を(八)とし、(八)を(九)とし、(九)を(十)とし、(十)を(十一)の順に次のように加える。

(10) 知事に対する申出の内容等の公表 (条例第19条の3第3項)																				
------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第三の四の乗船生活課の部六の項中(六)を(五)とし、(五)を(六)とし、(六)を(七)とし、(七)を(八)とし、(八)を(九)とし、(九)を(十)とし、(十)を(十一)の順に次のように加える。

(5) 合理的な根拠を示す資料の提出の要求等 (条例第11条の3)																				
(6) 不当な取引方法に関する情報の提供等 (条例第11条の4)																				

別表第三の四の乗船生活課の部六の項中(三)「第11条の2第2項、第3項」を「第

11条の2第3項、第4項」と改め、同項中(三)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 危害の防止に関する情報の公表 (条例第5条の2)																				
------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第三の四の乗船生活課の部六の項に次のように加える。

(12) (1)から(11)までに掲げる事項以外の条例の施行に関すること。																				
---------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第三の四の乗船生活課の部六の項に次のように加える。

<p>11 県民活動の推進及び調整に関する事務</p>	<p>(1) 県民活動の推進に関する基本的施策の決定</p> <p>(2) 県民活動の推進及び調整</p> <p>課長が特に重要と認めるもの以外のもの</p>	<p>12 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>(1) 設立の認証（法第10条第1項）</p> <p>県民局の所管区域以外の又は二以上の県民局の所管区域に事務所を有する特定非営利活動法人（以下この項において「本庁所管法人」という。）に係るもの</p> <p>本庁所管法人以外の特定非営利活動法人に係るもの</p>	<p>(2) 定款の変更の認証（法第25条第3項）</p> <p>所轄庁の変更を伴うもの又は本庁所管法人に係るもの</p> <p>所轄庁の変更を伴わないもの（本庁所管法人以外の特定非営利活動法人に係るものに限る。）</p>	<p>県民局</p>
<p>(3) 事業の成功の不能による解散の認定（法第31条第2項）</p>	<p>本庁所管法人に係るもの</p> <p>本庁所管法人以外の特定非営利活動法人に係るもの</p>		<p>県民局</p>		
<p>(4) 残余財産の譲渡の認証（法第32条第2項）</p>	<p>本庁所管法人に係るもの</p> <p>本庁所管法人以外の特定非営利活動法人に係るもの</p>		<p>県民局</p>		
<p>(5) 合併の認証（法第34条第3項）</p>	<p>本庁所管法人に係るもの</p> <p>本庁所管法人以外の特定非営利活動法人に係るもの</p>		<p>県民局</p>		
<p>(6) 報告及び検査（法第41条第1項）</p>	<p>本庁所管法人に係るもの</p> <p>本庁所管法人以外の特定非営利活動法人に係るもの</p>		<p>県民局</p>		
<p>(7) 改善命令（法第42条）</p>					

(8) 設立の認証の取消し (法第43条第1項、第2項)									
(9) 1から8までに掲げる事項以外の法の施行に関するもの	本庁所管法人に係るもの								
	本庁所管法人以外の特定非営利活動法人に係るもの								県民局

別表第三の4の表中部民生活協賛会等の設置及び維持の節を補う。地域安心・安全推進員の節の次に次のように定める。

人 権 対 策 室	1 人権に係る施策の総合調整に関する事務	(1) 基本方針の決定 (2) 基本的施策の推進に係る総合調整 (3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の人権に係る施策の総合調整に関するもの。							
	2 人権啓発の推進に関する事務	(1) 人権啓発の推進に関する重点事項の決定 (2) (1)に掲げる事項以外の人権啓発の推進に関するもの。 (3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の人権啓発の推進に関するもの。							
	3 同和対策に関する事務	(1) 基本的施策の決定 (2) 同和対策に関する重点事項の決定 (3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の人権啓発に関するもの。							

別表第三の4の表環境政策課の節を補う。同表環境保全課の節に「環境保全室」を「環境政策課」に名称変更する旨及び「市町村民長」を「市町長」と名称変更する旨、「市町村民長」を「市町長」と名称変更する旨、「市町村民長」を「市町長」と名称変更する旨、「市町村民長」を「市町長」と名称変更する旨を定める。

13 土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 土壌の汚染の状況の調査 (法第4条第2項)								
	(2) 指定区域の指定等 (法第5条)								
	(3) 汚染の除去等の措置命令等 (法第7条第1項—第3項)								
	(4) 報告の徴収及び立入検査 (法第29条第1項)								
	(5) (1)から(4)までに掲げる事項以外の法の施行に関するもの。								

別表第三の4の表環境保全課の節の項を同部10の項とし、同項の次に次のように定める。

<p>11 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>(1) 排出量等の届出に係る事項に関し意見を付すること(法第5条第3項)その他の法の施行に関すること。</p>
---	--

関係三の四の環境保全条例の施行の(三)中「市町村長」を「市町長」と改め、関係四の五の環境保全条例の施行の(三)及び(四)を次のように改める。

(1) 改善命令等(法第17条の10、第18条の11)									
(2) 基準適合命令等(法第18条の4)									

関係三の四の環境保全条例の施行の(三)中「ばい煙排出者」を「ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者」と改め、関係四の五の環境保全条例の施行の(三)及び(四)を次のように改める。

<p>1 公害紛争処理法(昭和45年法律第108号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>(1) 審査会に対する申請の送達(法第26条第1項) (2) 連合審査会を置くことについての協議(法第27条第3項) (3) 審査会のあつせんの要請(法第27条の2第2項) (4) (1)から(3)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。</p>
<p>2 環境基本法(平成5年法律第91号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>(1) 環境基準に係る地域又は水域の指定(法第16条第2項) (2) 公害防止計画の作成(法第17条第3項) (3) 環境大臣への意見の申出(法第17条第5項)</p>
<p>3 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>(1) 温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画の策定(法第21条第1項) (2) 地球温暖化防止活動推進員の委嘱(法第23条第1項) (3) 県地球温暖化防止活動推進センターの指定(法第24条第1項)</p>

	(4) 県地球温暖化防止活動推進センターに対する措置命令 (法第24条第3項)									
	(5) 県地球温暖化防止活動推進センターの指定の取消し (法第21条第4項)									
	(6) (1)から(5)までに掲げる事項以外の法の施行に關すること。									

旅業法三〇四の旅業法施行規則の施行期日等。

17 環境影響評価法 (平成9年法律第81号、以下この項において「法」といふ)の施行に關する事務	(1) 届出に係る意見の申出 (法第4条第2項)									
	(2) 方法書についての意見の申出 (法第10条第1項)									
	(3) 準備書についての意見の申出 (法第20条第1項)									
	(4) (1)から(3)までに掲げる事項以外の法の施行に關すること。									
	(1) 技術指針の策定及び改定 (条例第4条第1項、第5項)									
18 山口県環境影響評価条例 (平成10年山口県条例第37号、以下この項において「条例」といふ)の施行に關する事務	(2) 第二種事業に係る判定及び措置 (条例第5条第3項)									
	(3) 方法書についての意見の申出 (条例第11条第1項)									
	(4) 準備書についての意見の申出 (条例第20条第1項)									
	(5) (1)から(4)までに掲げる事項以外の条例の施行に關すること。									

旅業法三〇四の旅業法施行規則の施行期日等。回覧の中心・安心推奨型の宿泊「食の安心・安全推進室」や「生活衛生課」に於て、回覧の中心から10の項及び8の項から17の項及び18の項の施行期日等。

1 旅館業法 (昭和23年法律第138号、以下この項において「法」といふ)の施行に關する事務	(1) 社会教育施設等の指定 (旅館業に係る営業施設の設定基準等を定める条例 (昭和33年山口県条例第2号) 第2条第3項) その他の法の施行に關すること。									
	(1) クルーニソク師試験の実施 (法第7条)									
	(2) 試験事務の委任 (法第7条の2第1項)									
	(3) 試験事務の休廃止の許可に係る意見の申出 (法第7条の14第3項)									
2 クルーニソク業法 (昭和35年法律第207号、以下この項において「法」といふ)の施行に關する事務										

<p>3 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号。以下この項において「法」という。) の施行に関する事務</p>	(4) 試験事務の実施 (法第 7 条の17第 1 項)																		
	(5) クリーニング師の免許の取消し (法第12条)																		
	(6) (1)から(5)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。																		
	(1) 適正化規程の設定又は変更の認可 (法第 9 条第 1 項)																		
	(2) 適正化規程の変更命令又は認可の取消し (法第11条)																		
	(3) 組合協約の締結又は変更の認可 (法第14条の10第 1 項)																		
	(4) 組合協約の変更命令又は認可の取消し (法第14条の10第 3 項において準用する法第11条)																		
	(5) 組合協約の締結に関するあつせん又は調停 (法第14条の12第 1 項)																		
	(6) 組合の設立の認可 (法第24条第 1 項)																		
	(7) 共済事業を行う組合の解散の認可 (法第50条第 2 項)																		
	(8) 役員解任の勧告 (法第52条の 2)																		
	(9) 組合の解散の命令 (法第52条の 3)																		
	(10) 小組合の設立の認可 (法第52条の 4 第 1 項)																		
	(11) 小組合の合併の認可 (法第52条の 7 第 3 項)																		
	(12) 料金等の制限に関する命令に係る申出の送付 (法第57条第 3 項)																		
	(13) 県指導センターの指定 (法第57条の 3 第 1 項)																		
(14) 県指導センターの役員解任の勧告 (法第57条の 6)																			
(15) 県指導センターの指定の取消し (法第57条の 8)																			
(16) (1)から(15)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。																			
<p>4 物産統制令 (昭和21年勅令第118号。以下この項において「勅令」という。) の施行に関する事務</p>	(1) 公衆浴場入浴料金の統制額の指定 (勅令第 4 条)																		
	(1) 墓地等の整備改善命令等 (法第19条)																		
<p>5 墓地、埋葬等に関する法律 (昭和23年</p>	(1) 墓地等の整備改善命令等 (法第19条)																		

<p>法律第48号。以下この項において「法」という。事務</p>	<p>(2) (1)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。</p>													
<p>6 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下この項において「法」という。事務)</p>	<p>(1) 建築物環境衛生管理技術者免状の返納の処分に係る申出(法第7条第4項) (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録の取消し(法第12条の4) (3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。</p>													
<p>7 水道法(昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。事務)</p>	<p>(1) 広域的水道整備計画の策定(法第5条の2第2項) (2) 水道施設の改善の指示又は水道技術管理者の変更の勧告(法第36条第1項、第2項) (3) 給水停止命令(法第37条) (4) 供給条件の変更の認可の申請命令(法第38条第1項) (5) 供給条件の変更(法第38条第2項) (6) 水道用水の緊急応援の命令及び対価の裁定(法第40条第1項、第4項) (7) 合理化の勧告(法第41条) (8) 地方公共団体による水道施設等の買収の認可(法第42条第1項) (9) 水道施設等の買収価額等の裁定(法第42条第3項) (10) (1)から(9)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。</p>													

別表第三の4の表廃棄物・リサイクル対策課の部1の項の(17)を「(19)」に改め、同頁の(3)の次に次のように加える。

<p>(19) 関係行政機関等への照会等(法第23条の5)</p>	<p>又産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可に係るもの(下関市及び県の区域外にのみ事務所又は事業場を有する者に係るものを除く。)</p>												
<p>又産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可に係るもの(下関市及び県の区域外にのみ事務所又は事業場を有する者に係るものを除く。)</p>	<p>保健所</p>												

(下関市及び県の区域外にのみ事務所又は事業場を有する者に係るものを除く。)

別表第三の4の表廃棄物・リサイクル対策課の部1の項中(17)を(18)とし、(4)から(16)までを(5)から(17)までとし、(3)の次に次のように加える。

<p>(4) 勧告を致した事業者等に対する措置命令(法第12条の6第3項)</p>													
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第三の4の表廃棄物・リサイクル対策課の部6の項の(1)中「浄化槽管理者又は浄

において「法」とい
う。)の施行に關す
る事務

国民健康保険組合の設立の認可
国民健康保険組合の組合会の議決に係る認可
国民健康保険組合の解散の認可
滞納処分に関する認可
国民健康保険団体連合会の設立の認可
診療報酬審査委員会の委嘱
組合等に対する監督
市町が確保すべき収入に関する勧告
国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険者拠出金等に関する政令
勧告に対する措置の報告
勧告
（1）から（10）までに掲げる事項以外の法の施行に關すること。

1 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下この項において「法」といふ。）の施行に關する事務	(1) 国民健康保険組合の設立の認可（法第17条第1項）									
	(2) 理事の専決処分に係る指揮（法第25条）									
	(3) 国民健康保険組合の組合会の議決に係る認可（法第27条第2項）									
	(4) 国民健康保険組合の解散の認可（法第32条第2項）									
	(5) 滞納処分に関する認可（法第80条第1項）									
	(6) 国民健康保険団体連合会の設立の認可（法第84条第1項）									
	(7) 診療報酬審査委員会委員の委嘱（法第88条第2項）									
	(8) 組合等に対する監督（法第109条）									
	(9) 市町が確保すべき収入に関する勧告（国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険者拠出金等以下この項において「政令」といふ。）（法第3条第1項）									
	(10) 勧告に対する措置の報告（政令第3条第2項）									
	(11) （1）から（10）までに掲げる事項以外の法の施行に關すること。									

国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下この項において「法」といふ。）の施行に關する事務
国民健康保険組合の設立の認可
国民健康保険組合の組合会の議決に係る認可
国民健康保険組合の解散の認可
滞納処分に関する認可
国民健康保険団体連合会の設立の認可
診療報酬審査委員会の委嘱
組合等に対する監督
市町が確保すべき収入に関する勧告
国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険者拠出金等に関する政令
勧告に対する措置の報告
勧告
（1）から（10）までに掲げる事項以外の法の施行に關すること。

9 保健医療計画に關する事務	(1) 医療計画の策定及び変更（医療法（以下この項において「法」といふ。）第30条の3第1項、第10項）									
	(2) 病院の開設等に關する勧告（法第30条の7）									
	(3) 公的医療機関の開設者等に対する命令又は指示（法第35条）									

<p>6 母体保護法（昭和23年法律第156号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	(1) 受胎調節の実地指導を業として行う者の指定（法第15条第1項）その他の法の施行に関すること。								
	(1) 養育医療担当機関の指定（法第20条第5項）								
	(2) 診療報酬支払事務の委託（法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の9の4第4項）								
	(3) 診療報酬の支払の一時差止め（法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の9の5第2項）								
	(4) 指定養育医療機関の指定の取消し（法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の9第8項）								
	(5) 費用の徴収基準の決定（法第21条の4第1項）								
	(6) (1)から(5)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。								
<p>8 児童福祉法（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	(1) 療育機関の指定（法第21条の9第5項）								
	(2) 指定療育機関の指定の取消し（法第21条の9第8項）								
	(3) 費用の徴収基準の決定（法第56条第2項、第5項）								
	(4) (1)から(3)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。								

別添録三の5の兼設児童相談所の部15の項を次のとおり定める。

<p>15 障害者自立支援法（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	(1) 自立支援医療費の支給認定（法第54条第1項）								山口県精神保健センター
	(2) 社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託（法第73条第4項）								
	(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。								

別添録三の5の兼設児童相談所の部15の項を次のとおり定める。

<p>16 特定疾患治療研究事業に関する事務</p>	(1) 特定疾患治療研究の委託及び承認並びに特定疾患医療費の支給								

別業第IIIの5の業同種保護型医療施設に「高齢保健福祉課」や「長寿社会課」に於
 め、回第3の項に「昭和38年法律第133号。」や第7の回第中(6)や第7の(5)や(4)の
 (4)を(5)の(3)に「第18条の2第1項」や「第18条の2第2項」に第8の回第中
 (3)を(4)の(2)の次に次のように加える。

(3) 認知症対応型老人協同生活援助事業を行う者
 に対する措置命令(法第18条の2第1項)

別業第IIIの5の業同種保護型医療施設の5の項や第7の9の項や5の項や7の項
 や8の項や7の8の項や7の項や7の回第6の項(2)や第7の回第6の(1)に掲げる
 事項以外、や「償還金の返還命令(法第14条第1項)その他」に第8の回第6(2)や回第
 6(2)の(2)の次に次のように加える。

9 介護保険法(以下「法」という。)の施行に関する事務									
(1)	指定居宅サービス事業者に対する勧告、命令等(法第76条の2第1項—第3項)								
(2)	指定居宅サービス事業者の指定の取消し等(法第77条第1項)								
(3)	指定居宅介護支援事業者に対する勧告、命令等(法第83条の2第1項—第3項)								
(4)	指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等(法第84条第1項)								
(5)	指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告、命令等(法第91条の2第1項—第3項)								
(6)	指定介護老人福祉施設の指定の取消し等(法第92条第1項)								
(7)	介護老人保健施設の開設の許可及び入所定員等の変更の許可(法第94条第1項、第2項)								
(8)	介護老人保健施設の設備の使用制限等(法第101条)								
(9)	介護老人保健施設の管理者の変更の命令(法第102条第1項)								
(10)	介護老人保健施設の開設者に対する業務運営の勧告、命令等(法第103条第1項—第3項)								
(11)	介護老人保健施設の開設の許可の取消し等(法第104条第1項)								
(12)	指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告、命令等(法第113条の2第1項—第3項)								
(13)	指定介護療養型医療施設の指定の取消し等(法第114条第1項)								

の三十一、同条中八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、五の項を七の項とし、四の項の次に次のように加える。

6 障害者自立支援法 (以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 指定知的障害者更生施設等の指定の取消し (法第15条の30第1項)								
	(2) 知的障害者相談支援事業の制限又は停止の命令 (法第21条の3)								
	(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関する こと。								
	(1) 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し 等 (法第50条第1項)								
	(2) 自立支援医療費の支払の一時差止め等 (法第 66条第3項)								
(3) 指定自立支援医療機関の指定の取消し等 (法 第68条第1項)									
(4) 事業の停止等の命令 (法第82条)									
(5) (1)から(4)までに掲げる事項以外の法の施行に 関すること。									

別表第三の六の表添付書類の第一の項中「中小企業流通業務効率化促進法 (平成4年法律第65号) 及び「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 (平成17年法律第85号)」に改め、同項の(一)及び(二)中「効率化計画」を「総合効率化計画」と改め、同表添付書類の表中2の項及び3の項を並び、4の項を2の項とし、5の項から16の項までの二項を繰り上げ、同表観光交流館の部及び交通運輸政策部の部を削り、同表総領事館の部中4の項を削り、3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同項の前二次のように加える。

1 中小企業の新たな 事業活動の促進に関 する法律 (平成11年 法律第18号。以下こ の項において「法」という。)の施行に 関する事務	(1) 経営革新計画の承認 (法第9条第1項)								
	(2) 経営革新計画の変更の承認等 (法第10条第1 項、第2項)								
	(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関す ること。								

別表第三の六の表添付書類の部中の「第106条第2項」を「第106条第4項」と改め、同表労働館の部を削り、同表雇用・能力開発政策の部中「雇用・能力開発課」を「労働政策課」と改め、10の項を21の項とし、6の項を11の項とし、同項の次に次のように加える。

12 職業に必要な技能の振興に関する事務	(1) 職業に必要な技能の振興に関する基本的施策の決定								
	(2) (1)に掲げる事項以外の職業に必要な技能の振興に関すること。								
13 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 男女雇用機会均等対策基本方針に関する意見の申出（法第4条第4項）								
	(2) (1)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。								
14 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 障害者就業・生活支援センターの指定（法第33条）								
	(2) 障害者就業・生活支援センターに対する監督命令（法第35条において準用する法第31条）								
	(3) 障害者就業・生活支援センターの指定の取消し等（法第35条において準用する法第32条）								
	(4) (1)から(3)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。								
15 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) シルバー人材センターの指定（法第1条第1項）								
	(2) シルバー人材センターに対する監督命令（法第43条の2）								
	(3) シルバー人材センターの指定の取消し等（法第43条の3）								
	(4) シルバー人材センター連合の指定等（法第44条第1項、第4項）								
	(5) シルバー人材センター連合に対する監督命令（法第45条において準用する法第43条の2）								
	(6) シルバー人材センター連合の指定の取消し等（法第45条において準用する法第43条の3）								
	(7) (1)から(6)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。								
16 山口県職場適応訓練委託規則（昭和42年山口県規則第2号。以下この項において「規則」という。）の施行に関する事務	(1) 職場適応訓練委託契約の締結（規則第6条）その他の規則の施行に関すること。								

17 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 調停の請求（法第14条第5号）									
	(2) 仲裁の請求（法第15条第5号）									
18 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成4年法律第90号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 労働時間短縮実施計画の承認（法第8条第1項）その他の法の施行に関すること。									
19 公益通報に関する事務	(1) 関係機関との調整その他の公益通報に関すること。									
20 山口県立職業能力開発校規則（昭和44年山口県規則第46号。以下この項において「規則」という。）の規定に基づいて、山口県立職業能力開発校に関する事務	(1) 校則の制定等の承認（規則第10条第2項）その他の規則の施行に関すること。									

別添録三の9の兼雇用・能力開発校の部中8の項を削り、7の項を10の項とし、6の項を削り、5の項を6の項とし、回路4の項を「以下」を「平成3年法律第57号。以下」に改め、回路を回路8の項とし、回路中2の項及び3の項を削り、1の項を6の項とし、回路の次に次のものを加える。

7 港湾労働法（昭和63年法律第40号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 港湾雇用安定等計画についての意見の申出（法第3条第3項、第5項）									

別添録三の9の兼雇用・能力開発校の部中1の項から5の項をひとつとして次のように加える。

1 労働関係調整法（昭和21年法律第25号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 特別調整委員の任命（法第8条の2第2項）									
	(2) 調停の請求（法第18条第5号）									
	(3) 特別調整委員の設置及び数の決定（労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号。以下この項において「勅令」という。）第1条の6において準用する勅令第1条）									

報 告 口 三

2 労働組合法（昭和24年法律第174号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(4) 特別調整委員の任期の特例の決定（勅令第1条の6において準用する勅令第1条の3第1項）											
	(5) 特別調整委員の罷免（勅令第1条の6において準用する勅令第1条の3第2項）											
	(6) 使用者又は労働者を代表する特別調整委員の候補者の推薦の要請（勅令第1条の7第1項）											
	(7) 公益を代表する特別調整委員の候補者の同意の要請（勅令第1条の7第2項）											
	(8) 労働委員会への通知（勅令第2条第2項）											
	(9) 労働大臣及び中央労働委員会への通知（勅令第2条第3項）											
	(10) 通知の進達（勅令第10条の4第2項）											
	(11) 争議行為の通知に係る公表（勅令第10条の4第4項）											
	(1) 労働協約の地域的拡張適用の決定（法第18条第1項）											
	(2) 労働局長の意見の聴取（法第18条第4項）											
	3 労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号。以下この項において「規則」という。）の施行に関する事務	(3) 労働委員会の委員の任命（法第19条の12第3項）										
(4) 委員の罷免（法第19条の12第6項において準用する法第19条の7）												
(5) 使用者委員又は労働者委員の候補者の推薦の要請（労働組合法施行令（昭和24年政令第231号。以下この項において「政令」という。）第21条第1項）												
(6) 公益委員の候補者の同意の要請（政令第21条第2項）												
(1) 総会の招集の請求（規則第4条第2項）												
4 労働福祉金融に関する事務		(1) 各種調査の実施その他の労働福祉金融に関すること。										
	5 勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 勤労青少年福祉対策基本方針に関する意見の申出（法第6条第4項）										
		(2) 勤労青少年福祉事業計画の策定及び変更（法第7条第1項）										

(3) 計画の概要の公表 (法第7条第3項において準用する法第6条第5項)										
(4) (1)から(3)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。										

別表第三の6の表技能五輪・アビリンピック推進室の節を削り、別表第三の7の表中

「農林部」を「農林水産部」に、
「課」を「課室」、
「課長」を「課長等」、
「ごめ、回表」

農政課の節の前にならぬように加えよ。

農林水産政策課	1 地域農林水産業の振興に係る施策の企画及び総務に関する事務	(1) 地域農林水産業の振興に関する基本的施策の決定 (2) 地域農林水産業の振興に係る施策の企画、推進及び調整	課長が特に重要と認めるもの 課長が特に重要と認めるもの以外のもの								
	2 生活改善士の認定に関する事務	(1) 生活改善士の認定									

別表第三の7の表農政課の節に「農政課」を「団体指導室」に改め、1の項を削り、2の項を「ごめ」に、3の項を「ごめ」に、
「ごめ」に「ごめ」を加えよ。

7 森林組合法 (昭和53年法律第36号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 信託規程の承認等 (法第10条第1項、第3項)										
	(2) 共済規程の承認等 (法第19条第1項、第3項)										
	(3) 林地処分事業実施規程の承認等 (法第24条第1項、第3項)										
	(4) 分担金の認可等 (法第25条第1項、第3項)										
	(5) 組合の設立の認可 (法第79条)										
	(6) 組合の解散の決議の認可 (法第83条第2項)										
	(7) 組合の合併の認可 (法第84条第2項)										
	(8) 清算人の選任 (法第89条第2項)										
	(9) 監督上の命令 (法第112条)										

	<p>(10) 法令等の違反に対する措置の命令 (法第113条)</p> <p>(11) 組合の解散の命令 (法第114条)</p> <p>(12) 議決、選挙及び当選の取消し (法第115条第1項)</p> <p>(13) 専用契約の取消し (法第116条)</p> <p>(14) 信託財産を固有財産とすることの許可 (信託法第22条第1項)</p> <p>(15) 管理方法の変更 (信託法第23条第1項)</p> <p>(16) 受託者の辞任の許可 (信託法第46条)</p> <p>(17) 受託者の解任 (信託法第47条)</p> <p>(18) 信託の解除の命令 (信託法第58条)</p> <p>(19) (1)から(18)までに掲げる事項以外の法の施行に関する事</p>	
<p>8 水産業協同組合法 (昭和23年法律第242号。以下この項において「法」という事務)</p>	<p>(1) 漁業協同組合等の仮理事の選任又は総会の招集 (法第43条第1項)</p> <p>(2) 漁業協同組合等の定款の変更の認可 (法第48条第2項)</p> <p>(3) 漁業協同組合等の設立の認可 (法第64条)</p> <p>(4) 漁業協同組合等の設立の認可の取消し (法第66条の2)</p> <p>(5) 漁業協同組合等の解散の決議の認可 (法第68条第2項、第91条の2第2項)</p> <p>(6) 漁業協同組合等の合併の認可 (法第69条第2項)</p> <p>(7) 意見の申出及び調査 (法第77条において準用する非訟事件手続法第135条ノ25第2項、第3項)</p> <p>(8) 県の区域を地区とする連合会からの報告の徴収又は当該連合会に対する資料の提出命令 (法第122条)</p>	<p>二以上の出先機関の所管区域にわたる区域を地区とする漁業協同組合等に係るもの</p> <p>山口県下関水産振興局水産事務所</p>

<p>(9) 県の区域を地区とする連合会の業務又は会計状況の検査(法第123条第1項-第3項)</p> <p>(10) 漁業協同組合等の業務又は会計の状況についての常例検査の実施(法第123条第4項)</p>	<p>内水面漁業協同組合以外の漁業協同組合に係るもの</p> <p>内水面漁業協同組合に係るもの</p>	<p>山口県下関水産振水産事務所</p>								
<p>(11) 信用事業を行う組合に対する監督上の命令(法第123条の2)</p> <p>(12) 法令等の違反に対する措置命令等(法第124条)</p> <p>(13) 解散命令(法第124条の2)</p> <p>(14) 決議、選挙又は当選の取消し(法第125条第1項)</p> <p>(15) 専用契約の取消し(法第126条)</p>										
<p>(16) (1)から(15)までに掲げる事項以外の法の施行に関する事</p> <p>(1) 合併及び事業経営計画の認定(法第2条)</p> <p>(2) 合併及び事業経営計画の認定についての意見聴取(法第4条第1項)</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関する事</p>										

従業員三〇七の兼職処置の取組の取組状況を報告する。

<p>1 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号。以下この項において「法1」という。)の施行に関する事務</p>	<p>(1) 資料の提出(法第4条第3項)その他の法の施行に關すること。</p>									
<p>2 学校給食用牛乳の供給の適正化に關する事務</p>	<p>(1) 学校給食用牛乳の供給価格の決定</p> <p>(2) 学校給食用牛乳供給業者の選定及びその取消し又は効力の停止</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の学校給食用牛乳の供給の適正化に關すること。</p>									
<p>3 輸出水産業の振興に關する法律(昭和</p>	<p>(1) 事業場の登録(法第3条第1項)</p>									

流	29年法律第154号。以下この項において「法」という。事務 4 家畜商法（昭和24年法律第208号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(2) 登録の取消し等（法第4条）											
		(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。											
通	5 卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 卸売市場整備計画の策定又は変更（法第6条第1項、第5項）											
		(2) 卸売市場整備計画の提出及び公表（法第6条第4項）											
		(3) 中央卸売市場開設区域の指定の協議（法第7条第2項）											
		(4) 中央卸売市場の地方卸売市場への転換の許可（法第13条の5第1項）											
		(5) 地方卸売市場の開設の許可（法第55条）											
		(6) 卸売業務の許可（法第58条第1項）											
		(7) 地方卸売市場の廃止の許可（法第60条）											
		(8) 業務規程の変更の承認（法第64条第1項）											
		(9) 許可の取消し等（法第65条第1項、第2項）											
		(10) 報告等の徴収及び立入検査（法第66条第1項）											
企	山口県卸売市場条例（昭和47年山口県条例第7号。以下この項において「条例」という。）の施行に関する事務	(11) (1)から(10)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。											
		(1) 営業の譲渡及び合併の認可（条例第7条第1項、第2項）											
		(2) 改善措置をとるべき旨の勧告又は命令（条例第21条）											
		(3) 登録の取消し等（条例第36条第1項、第2項）											
室	家畜取引法（昭和31年法律第123号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(4) (1)から(3)までに掲げる事項以外の条例の施行に関すること。											
		(1) 市場再編整備地域の指定（法第19条第1項）											
		(2) 家畜市場再編整備計画の承認等（法第20条第1項、第4項）											
		(3) 再編整備に係る勧告（法第20条の2）											

通	8 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(4) 市場再編整備計画の変更の承認（法第22条第1項）							
		(5) 指定の解除（法第23条）							
企 画 室	8 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(6) 地域家畜市場の移転の許可（法第26条第1項）							
		(7) (1)から(6)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。							
		(1) 日本農林規格の制定の申出（法第8条第1項）							
		(2) 登録格付機関の登録等（法第16条第2項、第5項）							
		(3) 登録の取消し等及び格付けの停止の命令等（法第17条の4第1項—第4項）							
		(4) 改善命令等（法第19条の2）							
企 画 室	8 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(5) 報告の徴収及び立入検査（法第20条第1項、第2項）							
		(6) 農林物資に関する申出についての調査（法第21条第2項）							
		(7) (1)から(6)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。							

別表第三の七の表「農村振興課」及び「農業経営課」並びに「6の項及び7の項を削り、回廊5の項の(二)を削り、回廊の(三)中「認定」を「採択」と改め、回廊の(2)を回廊の(一)とし、回廊を回廊10の項とし、回廊4の項を回廊7の項とし、回廊の次に次のように加える。

8 農地保有合理化事業の実施に関する事務	(1) 事業の実施計画の承認及び地方農政局長との協議								
9 農地移動適正化あつせん事業の実施に関する事務	(1) 農地移動適正化あつせん基準の認定								

別表第三の七の表「農村振興課」の回廊2の項を9の項とし、回廊5の項を「回廊1」の項とし、回廊10から12までを削り、回廊の(3)中「第15条の15第1項」を「第15条の2第1項」と改め、回廊の(3)を回廊の(三)とし、回廊の(三)中「第15条の3」と改め、回廊の(4)を回廊の(三)とし、回廊の(5)中「第15条の4」と改め、回廊中の(1)を(2)とし、(2)を(3)とし、回廊の(5)中「(16)」を「(13)」と改め、回廊の(5)を回廊の(14)とし、回廊を回廊4の項とし、回廊の前2次のものを削り加える。

<p>1 農業近代化資金助成法(昭和36年法律第202号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p> <p>2 農業改良資金助成法(昭和31年法律第102号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p> <p>3 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>(1) 貸付金の限度額を超えることの承認の申請(法第2条第3項第1号)</p> <p>(2) (1)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。</p>								
	<p>(1) 貸付金の一時償還の請求(法第9条)その他の法の施行に関すること。</p>								
	<p>(1) 特別被害地域の指定(法第2条第5項第1号)</p> <p>(2) 加算等の減免(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基く補助及び損失補償に関する条例(昭和34年山口県条例第36号。以下この項において「条例」という。))第7条第3項)</p> <p>(3) 他の補助金の一時停止等(条例第8条)</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。</p>								

信託法第11条の2第1項第2号の施行に関する事務

<p>11 農業経営基盤強化促進法(昭和53年法律第65号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>(1) 農業経営基盤強化促進基本方針の策定及び変更(法第5条第1項、第4項)</p> <p>(2) 農業経営基盤強化促進基本構想の策定又は変更の同意(法第6条第6項)</p> <p>(3) 農地保有合理化事業規程の承認(法第7条第1項)</p> <p>(4) 農地保有合理化事業規程の変更又は廃止の承認(法第8条第1項)</p> <p>(5) 農地保有合理化事業規程の承認の取消し(法第11条第1項)</p> <p>(6) 信託財産を固有財産とすることの許可(信託法第22条第1項)</p> <p>(7) 管理方法の変更の裁定(信託法第23条)</p> <p>(8) 受託者の辞任の許可(信託法第46条)</p> <p>(9) 受託者の解任(信託法第47条)</p> <p>(10) 信託の解除の命令(信託法第58条)</p>								

	(11) (1)から(10)までに掲げる事項以外の法の施行に 関すること。										
12 青年農業者及び指導農業者の認定に関する事務	(1) 青年農業者及び指導農業者の認定										

鹿野郡三ツツの農林振興課の職員を以て、同郡三ツツの「生産流通課」及び「農業振興課」に各々、同課の職員「平成6年法律第113号」を以て、同課の職員からその職員に転出させることとする。この職員は、その職員としての職務を、その職の次に於てのものとせらる。

7 果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 果樹農業振興計画の策定等(法第2条の3第1項、第4項)									
	(2) 勧告(法第4条の8)									
	(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。									
	(4) (1)から(3)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。									
8 野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 野菜指定産地の指定についての意見の申出(法第4条第4項)									
	(2) 指定の申出(法第5条)									
	(3) 勧告(法第15条)									
	(4) (1)から(3)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。									

鹿野郡三ツツの農林振興課の職員を以て、同郡三ツツの「生産流通課」及び「農業振興課」に各々、同課の職員「平成6年法律第113号」を以て、同課の職員からその職員に転出させることとする。この職員は、その職員としての職務を、その職の次に於てのものとせらる。

10 普及指導活動に関する事務	(1) 協同農業普及事業の実施に関する方針の策定及び変更									
	(2) (1)に掲げる事項以外の普及指導活動に関すること。									

鹿野郡三ツツの農林振興課の職員を以て、同郡三ツツの「生産流通課」及び「農業振興課」に各々、同課の職員「平成6年法律第113号」を以て、同課の職員からその職員に転出させることとする。この職員は、その職員としての職務を、その職の次に於てのものとせらる。

11 農業改良助長法(昭和23年法律第163号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 運営指針に係る意見の申出及び実施方針の策定、変更等(法第7条第3項、第7項)									
	(2) (1)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。									
12 農業取締法(昭和23年法律第82号。以下この項において	(1) 報告の徴収及び検査(法第13条第1項)その他の法の施行に関すること。									

「法」という。事務」の施行に関する事務 13 植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 発生子察事業計画の承諾（法第23条第2項）								
	(2) 病害虫防除所の設置に係る届出及び事務に関する報告（法第32条第3項、第6項）								
	(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。								

肥料取締法(昭和25年法律第127号。以下この項において「法」という。)

14 肥料取締法（昭和25年法律第127号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 肥料の濃度等の制限等及び肥料の登録の取消し（法第31条第2項、第3項）								
	(2) (1)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。								
15 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 農用地土壤汚染対策地域の指定（法第3条第1項）								
	(2) 農用地土壤汚染対策地域の指定についての意見聴取（法第3条第3項）								
	(3) 農用地土壤汚染対策地域の区域の変更等（法第4条第1項）								
	(4) 農用地土壤汚染対策計画の策定等（法第5条第1項、第5項）								
	(5) 農用地土壤汚染対策計画の変更（法第6条第1項）								
	(6) 特別地区の指定（法第8条第1項）								
	(7) 特別地区の区域の変更等（法第9条第1項）								
	(8) 農作物等の作付け等に関する勧告（法第10条）								
	(9) 農用地の土壤の汚染に関する調査測定等（法第12条）								
	(10) (1)から(9)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。								

16 地力増進法（昭和59年法律第34号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務

(1) 地力増進地域の指定（法第4条第1項）									
(2) 地力増進対策指針の策定又は変更（法第6条第1項、第5項）									
(3) 勧告（法第7条第2項）									
(4) 立入調査等（法第9条第1項）									

	(5) (1)から(4)までに掲げる事項以外の法の施行に 関すること。										
17 山口県農業試験場 条例(昭和39年山口 県条例第37号。以下 この項において「条 例」という。)の施 行に関する事務	(1) 定員の決定(条例第7条第3項、第13条第2 項、第19条第2項、第25条第2項)										
	(2) 研究生又は研修生の選考の方法等の公示(山 口県農業試験場研究生規則(昭和39年山口県規 則第38号)第5条第2項、山口県農業試験場徳 佐寒冷地分場寒冷地農業研修生規則(昭和39年 山口県規則第38号)第5条第2項、山口県大島 相きつ試験場相きつ研修生規則(昭和39年山 口県規則第40号)第6条第2項)										

原案第33の7の表農林振興課の第3の項(5)中「市町村長」と並び、同
項の(2)、同第7の項の(1)及び(2)並びに同第8の項の(1)中「市町、及び、
回春極樹園の経営「畜産課」と並び、「畜産振興課」と並び、「9の項を並び、
この項を9の項
と並び、8の項を7の項と並び、6の項を5の項と並び、5の項を4の項と並び、
4の項を3の項と並び、3の項を2の項と並び、2の項を1の項と並び、1の項を
1の項と並び、5の項を並び、6の項を5の項と並び、7の項を6の項と並び、
並び、10の項を並び、回春極樹園の経営の次に次のように改める。

水	1 海洋水産資源開発 促進法(昭和46年法 律第60号。以下この 項において「法」と いう。事務)の施行に 関する事務	(1) 沿岸水産資源開発区域の指定等(法第5条第 1項―第3項)										
		(2) 開発区域の区域の変更等(法第6条第1項)										
		(3) 沿岸水産資源開発計画の作成等(法第7条第 1項、第4項、第5項)										
		(4) 開発計画の変更(法第8条第1項)										
		(5) 開発区域における行為についての勧告(法第 9条第2項)										
		(6) 指定区域における行為についての勧告(法第 12条第2項)										
		(7) (1)から(6)までに掲げる事項以外の法の施行に 関すること。										
興 振	2 水産資源保護法 (昭和26年法律第 313号。以下この項 において「法」とい う。)の施行に關す る事務	(1) 規則の制定についての認可の申請(法第4条 第6項)										
		(2) 規則の制定についての意見聴取(法第4条第 7項)										
		(3) 保護水面の指定の申請、意見聴取及び意見の 申出(法第15条第1項、第3項、第6項)										

水産	3 沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号、以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(4) 保護水面の区域内における工事の許可及び工事の変更命令等（法第18条第1項、第2項）										山口県下関水産事務所		
		(5) 保護水面区域内における工事又は工作物に関する勧告（法第18条第6項）												
		(6) さく河魚類の通路の保護のための命令（法第22条第2項）											山口県下関水産事務所	
		(7) 水産資源の調査のための報告の徴収（法第30条）											山口県下関水産事務所	
		(8) (1)から(7)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。												
		(1) 基本計画の策定及び公表（法第7条の2第1項、第6項）												
		(2) 基本計画の変更（法第7条の3第1項）												
		(3) 特定水産動物育成事業の認可（法第8条第1項）												
		(4) 特定水産動物育成事業に係る意見の聴取（法第10条）												
		(5) 育成水面の区域等の変更の認可（法第12条第1項）												
		(6) 勧告（法第14条）												
		(7) 放流効果実証事業の実施者の指定（法第15条第1項）												
		(8) 業務実施計画の認可（法第17条第1項）												
(9) 業務実施計画に係る意見の聴取（法第18条）														
(10) 業務実施計画の変更の認可（法第20条第1項）														
(11) 報告の徴収及び改善命令（法第22条）														
(12) 指定の取消し（法第23条第1項）														
(13) (1)から(12)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。														
4 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第7号、以下この項	(1) 県計画の策定、公表等（法第4条）													
	(2) 県計画に係る要請（法第6条）													

水	5 水産業普及指導員資格試験に関する事務	<p>において「法」といふこと。事務</p>	(3) 採捕の数量又は漁獲努力量等の公表 (法第8条第2項)									
			(4) 助言、指導又は勧告 (法第9条第2項)									
			(5) 海区漁業調整委員会からの意見聴取 (法第11条第4項)									
			(6) (1)から(5)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。									
			(1) 受験資格の認定									
			(2) (1)に掲げる事項以外の水産業普及指導員資格試験に関すること。									
	6 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 (昭和51年法律第43号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 漁業経営再建計画の認定 (法第5条第1項)										
		(2) (1)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。										
	7 持続的養殖生産確保法 (平成11年法律第51号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 検査を受けるべき旨の命令 (法第7条の2第2項)										
		(2) (1)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。										
	8 沿岸漁業改善資金助成法 (昭和54年法律第25号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 事務の委託 (法第13条第1項)										
(2) 沿岸漁業改善資金の貸付けの決定等 (山口県沿岸漁業改善資金貸付規則 (昭和54年山口県規則第66号) 第8条)												
(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。												
9 漁業近代化資金助成法 (昭和44年法律第52号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 貸付限度額を超える場合の農林水産大臣への協議 (法第2条第3項)											
	(2) (1)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。											
10 中小漁業融資保証法 (昭和27年法律第346号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 業務又は財産状況の報告の徴収 (法第65条)											
	(2) 業務又は会計状況の検査 (法第66条第2項)											
11 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事務	(1) 特別被害地域の指定 (法第2条第5項第3号)											

水	<p>暫定措置法（以下この項において「法」といふ。）の施行に関する事務</p>	(2) 加算金等の減免（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する条例（以下この項において「条例」といふ。）第7条第3項）							
		(3) 他の補助金の一時停止等（条例第8条）							
産 振 興 課	<p>12 漁業災害補償法（昭和39年法律第138号。以下この項において「法」といふ。）の施行に関する事務</p>	(4) (1)から(3)までに掲げる事項以外の法の施行に關すること。							
		(1) 報告の徴収（法第68条）							
		(2) 請求検査及び臨時検査（法第69条、第71条）							
		(3) 措置命令及び監督命令（法第72条、第73条）							
		(4) (1)から(3)までに掲げる事項以外の法の施行に關すること。							
		(1) 漁業の免許（法第10条）							
		(2) 免許の内容たるべき事項等の決定又は変更（法第11条第1項、第2項）							
		(3) 海区漁業調整委員会への諮問（法第12条）							
		(4) 漁業権の共有についての請求の認可（法第14条第4項、第5項）							
		(5) 漁業権の存続期間の短縮の決定（法第21条第2項）							
		(6) 漁業権の分割又は変更の免許（法第22条）							
		(7) 抵当権の設定の認可（法第24条第2項、第4項）							
		(8) 漁業権の移転の認可（法第26条第1項、第3項）							
		(9) 漁業権を取り消すべき旨の通知（法第27条第2項）							
(10) 漁業権の制限等（法第34条第1項—第3項）									
(11) 休業による漁業権の取消し（法第37条第1項、第3項）									
(12) 適格性の喪失等による漁業権の取消し（法第38条第1項—第3項）									
(13) 公益上の必要等による漁業権の変更、取消し又は行使の停止（法第39条第1項—第3項）									
(14) 補償金額の受益者負担額の決定（法第39条第131項）									

水	(18) 中型まき網漁業等の許可(法第86条第1項)	別に定める漁業以外の漁業に係るもの																		山口県下関水産振興局水産事務所
		別に定める漁業に係るもの																		
産 振 興 課	(19) 船舶の最高限度についての意見の申出(法第66条第4項)																			
	(20) 海区漁業調整委員会の指示の取消し及び指示に従うべき旨の命令(法第67条第4項、第11項)																			
	(21) 漁業監督吏員の任命(法第74条第1項)																			
	(22) 司法警察員として職務を行う者の指名(法第74条第5項)																			
	(23) 海区漁業調整委員会の会長等の選任(法第85条第2項、第3項第2号)																			
	(24) 専門委員の設置及び選任(法第85条第4項、第5項)																			
	(25) 選挙権及び被選挙権を有する漁業者等の範囲の拡張又は限定(法第86条第2項)																			
	(26) 委員の失職の要件に該当することの決定(法第97条の2第1項)																			
	(27) 委員の解任(法第100条)																			
	(28) 連合海区漁業調整委員会の設置等(法第105条第1項、第3項、第5項、第6項)																			
	(29) 委員の定数の設定及び学識経験のある委員の選任(法第106条第3項—第5項)																			
	(30) 土地及び土地の定着物の使用権の設定に関する協議についての認可(法第124条第1項、第2項)																			
	(31) 使用権の設定された土地等の形質変更等の許可(法第124条第4項、第5項)																			

水	(32) 内水面増殖計画の策定及び水産動植物の増殖の命令並びに漁業権の取消し（法第128条第1項、第2項）															
	(33) 内水面漁場管理委員会の監督（法第130条第2項）															
産	(34) 内水面漁場管理委員会委員の選任（法第131条第2項）															
	(35) 土地への立入り等（法第134条第2項）															
振	(36) 海区漁業調整委員会の事務所の所在地の決定の項において「政令」という。）第2条第1項）															
	(37) 海区漁業調整委員会の会議の招集（政令第25条第1項、第2項）															
興	(38) 指定漁業の許可申請書等の送達（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第5号）第3条）	下間漁港を主たる根拠地とする指定漁業（省令第3条第1項第1号から第6号まで）に係る許可申請書（以下「申請書」とする。）に依るもの														
		下間漁港を主たる根拠地とする指定漁業（省令第3条第1項第1号から第6号まで）に係る許可申請書等に依るもの														
	(39) 漁業の許可及び許可証の交付（山口県漁業調整規則第11号、以下この項において「調整規則」という。）第7条、第10条）	別に定める漁業以外の漁業に係るもの														
		別に定める漁業に係るもの														
課	(40) 許可に必要な書類の提出命令（調整規則第8条第6項）	別に定める漁業以外の漁業に係るもの														
		別に定める漁業に係るもの														
	(41) 漁業の許可の有効期間の短縮（調整規則第9条第3項）															
	(42) 許可等の制限又は条件を付すこと（調整規則第14条）。	別に定める漁業以外の漁業に係るもの														

下間漁港振興事務所

山口県下間漁振興局

下間漁港振興事務所

	⁽⁴³⁾ 許可等の内容の変更の許可 (調整規則第16条)	別に定める漁業以外の漁業に係るもの								山県下 水産振 興局水 産事務所
		別に定める漁業に係るもの								山県下 水産振 興局水 産事務所
	⁽⁴⁴⁾ 許可証の書換交付及び再交付 (調整規則第19条)	別に定める漁業以外の漁業に係るもの								山県下 水産振 興局水 産事務所
		別に定める漁業に係るもの								山県下 水産振 興局水 産事務所
	⁽⁴⁵⁾ 起業の認可 (調整規則第21条第1項)	別に定める漁業以外の漁業に係るもの								山県下 水産振 興局水 産事務所
		別に定める漁業に係るもの								山県下 水産振 興局水 産事務所
	⁽⁴⁶⁾ 起業の認可を受けたる者に対する漁業の許可 (調整規則第22条第1項)	別に定める漁業以外の漁業に係るもの								山県下 水産振 興局水 産事務所
		別に定める漁業に係るもの								山県下 水産振 興局水 産事務所
	⁽⁴⁷⁾ 起業の認可の有効期間の指定 (法第22条第2項)	別に定める漁業以外の漁業に係るもの								山県下 水産振 興局水 産事務所
		別に定める漁業に係るもの								山県下 水産振 興局水 産事務所
	⁽⁴⁸⁾ 海区漁業調整委員会からの意見聴取及び公開による意見の聴取 (調整規則第23条第2項、第4項)									
	⁽⁴⁹⁾ 許可等の定数の決定等 (調整規則第25条第1項、第2項)									
	⁽⁵⁰⁾ 定数漁業の許可等の基準の決定等 (調整規則第26条第1項、第4項)									
	⁽⁵¹⁾ 漁業の許可等の取消し (調整規則第30条第1項、第31条第	別に定める漁業以外の漁業に係るもの								

水 産 振 興 課	1項)	別に定める漁業に係るもの							山口県下関水産振興局水産事務所	
	52)	海区漁業調整委員会からの意見聴取及び公開による聴聞の実施（調整規則第30条第2項）								
	53)	漁業調整等のための許可等の変更等（調整規則第32条第1項、第2項）	別に定める漁業以外の漁業に係るもの							山口県下関水産振興局水産事務所
		別に定める漁業に係るもの								
	54)	除害設備の設置又は変更の命令（調整規則第34条第2項）								
	55)	漁場内の岩礁破砕等の許可等（調整規則第48条第1項、第3項）							山口県下関水産振興局水産事務所	
	56)	水産動植物の採捕の許可又は変更の許可等（山口県内水面漁業調整規則（昭和40年山口県規則第71号。以下この項において「内水面規則」という。）第6条、第9条、第12条、第14条、第17条）	県内に住所を有する者以外の者に係るもの							山口県下関水産振興局水産事務所
			県内に住所を有する者に係るもの							
	57)	許可に必要な書類の提出命令（内水面規則第7条第2項）	県内に住所を有する者以外の者に係るもの							山口県下関水産振興局水産事務所
			県内に住所を有する者に係るもの							
58)	内水面漁場管理委員会からの意見聴取及び公開による意見の聴取の実施（内水面規則第19条第2項、第4項）									
59)	採捕の許可の取消し（内水面規則第20条第1項、第21条第1項）	県内に住所を有する者以外の者に係るもの							山口県下関水産振興局水産事務所	
		県内に住所を有する者に係るもの								
60)	内水面漁場管理委員会からの意見聴取及び公開による聴聞の実施（内水面規則第20条第2項）									

水	<p>(61) 漁業調整等のための許可の変更等（内水面規則第22条第1項、第2項）</p> <p>県内に住所を有する者以外の者に係るもの</p> <p>県内に住所を有する者に係るもの</p>	(62) 除害施設の設置又は変更の命令（内水面規則第24条第2項）								山口県水産振興局事務所	
		(63) 砂れき等の採取許可及び協議の命令（内水面規則第30条第1項、第4項）								山口県水産振興局事務所	
		(64) (1)から(63)までに掲げる事項以外の法の施行に關すること。									
		(1) 返納貸与品の貸与期間の決定（規則第6条第3項）その他の規則の施行に關すること。									
産	<p>14 漁業取締船に乗り組む職員（昭和43年山口県規則第11号以下この項において「規則」という。）の施行に關する事務</p>										
振	<p>15 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約にあるアメリカ合衆国の軍隊の漁船の使用に伴つての操縦制限（昭和27年法律第243号。以下この項において「法」という。）の施行に關する事務</p>	(1) 通知の送付（法第3条第3項）								山口県水産振興局事務所	
		(2) 漁業を営んでいた旨の証明								山口県水産振興局事務所	
興	<p>16 自衛隊法（以下この項において「法」という。）の施行に關する事務</p>	(1) 自衛隊の水面上に關する意見の申出等（法第105条第1項、第5項、第6項）									
		(1) 遊漁船業者の登録（法第5条）								山口県水産振興局事務所	
		(2) 遊漁船業者の登録の拒否（法第6条）								山口県水産振興局事務所	
		(3) 遊漁船業者団体の指定（法第20条）								山口県水産振興局事務所	
課	<p>17 遊漁船業の適正化に關する法律（昭和63年法律第99号。以下この項において「法」という。）の施行に關する事務</p>										

水	産	振	興	課	<p>19 小型漁船の総トン数の測度に関する政令(昭和28年政令第259号。以下この項において「政令」という。)の施行に関する事務</p> <p>20 漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	(7) 漁船の登録票の交付及び再交付(法第12条第1項、第3項)								山口県下川産振水産事務所	
						(8) 登録漁船及び登録票の検認(法第13条)								山口県下川産振水産事務所	
						(9) 漁船の変更の登録及び書換交付(法第17条第3項)									山口県下川産振水産事務所
						(10) 漁船の登録の取消(法第19条)									山口県下川産振水産事務所
						(11) 漁船の登録簿本の交付(法第21条)									山口県下川産振水産事務所
						(12) 立入検査(法第50条第1項)									山口県下川産振水産事務所
						(13) (1)から(12)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。									山口県下川産振水産事務所
						(1) 小型漁船の総トン数の測度(政令第1条第1項)									山口県下川産振水産事務所
						(2) 総トン数に関する証明書の交付(小型漁船の総トン数の測度に関する省令(昭和28年運輸省令第46号)第1条第3項)									山口県下川産振水産事務所
						(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の政令の施行に関すること。									山口県下川産振水産事務所
						(1) 漁船保険組合の仮理事の選任(法第41条において準用する民法第56条)									
						(2) 組合の業務又は会計状況の検査(法第85条)									
						(3) 法令等の違反に対する措置命令(法第86条第1項)									
(4) 議決、選挙又は当選の取消(法第87条)															
(5) (1)から(4)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。															

報 告 書

漁 港	1 漁港漁場整備法 (昭和25年法律第 137号。以下この項 において「法」とい う。)の施行に關す る事務	(1) 漁港の指定等についての意見の申出 (法第6 条第1項、第3項、第4項、第6項)															
		(2) 漁港の指定等 (法第6条第2項、第5項)															
		(3) 漁港の区域についての認可の申請 (法第6条 第7項)															
		(4) 漁港の区域についての協議 (法第6条第10 項)															
		(5) 特定漁港漁場整備事業計画の策定等 (法第17 条第1項、第3項、第4項、第8項、第10項、 第12項、第13項)															
		(6) 特定三種漁港に係る特定漁港漁場整備事業 計画についての協議及び意見書の提出 (法第19 条の3第6項において準用する法第17条第3 項、第5項)															
		(7) 費用の負担の同意 (法第20条第1項)															
		(8) 他の工作物と効用を兼ねる漁港施設の工事の 費用の負担についての協議 (法第20条の2)															
		(9) 特定漁港漁場整備事業の施行の許可に係る権 利の譲渡等 (法第21条第1項、第2項)															
		(10) 漁港施設の管理の受託 (法第24条の2第2 項)															
		(11) 漁港管理者の指定等 (法第25条第1項第3 号、第2項)															
		(12) 漁港管理規程についての助言又は勧告 (法第 34条第3項)															
		(13) 監督処分 (法第39条の2第1項、第2項、第 4項、第6項—第9項)															
		(14) 報告又は資料の提出及び損害の補償 (法第41 条第1項、第2項、第3項、第5項)															
		(15) (1)から(14)までに掲げる事項以外の法の施行に 關すること。															
備 課	2 企業合理化促進法 (昭和27年法律第5 号。以下この項にお いて「法」とい う。)の施行に關す る事務	(1) 工事に要する費用の徴収 (法第8条第2項)															
		(2) (1)に掲げる事項以外の法の施行に關するこ と。															
		(1) 公共海岸の指定 (法第2条第2項)															
課	3 海岸法 (以下この 項において「法」と いふ。)の施行に關 する事務	(2) 海岸保全基本計画の策定等 (法第2条の3第 1項—第3項、第5項—第7項)															

漁	港	漁	場	整	備	課
(3) 海岸保全区域の指定、廃止等 (法第3条第1項、第2項、第4項)						
(4) 指定についての協議 (法第4条第1項)						
(5) 市町長が管理する海岸保全区域の指定等 (法第5条第2項、第7項、第8項)						
(6) 海岸保全区域についての協議等 (法第5条第4項、第6項、第8項)						
(7) 主務大臣の直轄工事についての意見の申出 (法第6条第1項)						
(8) 海岸保全区域内の行為の制限についての指定、廃止等 (法第8条の2第1項、第2項)						
(9) 監督処分 (法第12条第1項—第3項、第5項—第8項)						
(10) 損失補償等及び補償金額の負担の決定 (法第12条の2第1項、第2項、第4項)						
(11) 海岸管理者以外の者の施行する工事の承認及び協議 (法第13条第1項、第2項)						
(12) 兼用工作物の工事等についての協議 (法第15条)						
(13) 他の工事等により必要を生じた工事の施行の命令 (法第16条第1項)						
(14) 土地等の立入り等及び一時使用等 (法第18条第1項、第5項)						山口県振興局 山水産事務所
(15) 海岸保全施設の新設又は改良に伴う損失補償等 (法第19条第1項、第3項)						
(16) 海岸保全施設の改良等の命令及び損失補償 (法第21条第1項—第3項)						
(17) 漁業権の取消し等の申請及び損失補償 (法第22条第1項、第2項)						
(18) 海岸保全区域台帳の閲覧の承認 (法第24条第2項)						山口県下関水産振興局 山水産事務所
(19) 直轄工事に要する費用の分担についての意見の申出 (法第26条第3項)						

漁	港		場	整	備	課
	徳山漁港	山口県下関水産振興所				
	<ul style="list-style-type: none"> (20) 国が費用を負担する海岸保全施設の工事の施行にについての承認の申請（法第27条第2項） (21) 市町の分担金についての意見聴取（法第28条第2項） (22) 兼用工作物の管理に要する費用の負担についての協議（法第30条） (23) 他の工事等により必要を生じた工事の費用の負担の決定（法第31条第1項） (24) 附帯工事に要する費用の負担の決定（法第32条第3項） (25) 一般公共海岸区域についての協議等（法第37条の3第2項、第3項、第4項） (26) 一般公共海岸区域内の行為の制限についての指定、廃止等（法第37条の6第1項、第2項） (27) 海岸保全施設を損壊するおそれのある行為の指定（海岸法施行令第3条） (28) (1)から(27)までに掲げる事項以外の法の施行に関する事務。 		山口県徳山漁港	山口県水産振興所		
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 維持運営計画の策定等（条例第2条） (2) 行為制限区域の指定（条例第4条第1項） (3) 監督処分による損失の補償（条例第14条第3項） (4) (1)から(3)までに掲げる事項以外の条例の施行に関する事務。 					
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 出漁準備区域等の指定（条例第2条） (2) 維持運営計画の策定（条例第3条第1項） (3) 行為制限区域の指定等（条例第4条第1項、第3項） (4) (1)から(3)までに掲げる事項以外の条例の施行に関する事務。 				山口県下関水産振興所	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土砂採取料等の徴収（条例第2条）その他の条例の施行に関する事務。 					
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土砂採取料等の徴収（条例第2条）その他の条例の施行に関する事務。 					
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土砂採取料等の徴収（条例第2条）その他の条例の施行に関する事務。 					
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土砂採取料等の徴収（条例第2条）その他の条例の施行に関する事務。 					
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土砂採取料等の徴収（条例第2条）その他の条例の施行に関する事務。 					
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土砂採取料等の徴収（条例第2条）その他の条例の施行に関する事務。 					

6 山口県漁港土砂採取料等徴収条例（平成12年山口県条例第3号。以下この項において「条例」とい

(1) 土砂採取料等の徴収（条例第2条）その他の条例の施行に関する事務。

漁 港	漁 場	備 考							
7 漁港区域内の農林水産省所管の国有財産に関する事務	(1) 普通財産の引継ぎ（国有財産法（昭和23年法律第33号）第8条第1項）その他の漁港区域内の農林水産省所管の国有財産に関すること。								
8 公共土木施設災害復旧事業この項において「法」といふのは「法」といふ事務	(1) 災害復旧事業に関する報告（法第9条第1項）その他の法の施行に関すること。								
9 農林水産業施設災害復旧事業賃借庫補助の法律（以下この項において「法」といふ。）の施行に関する事務	(1) 災害復旧事業等に関する報告（法第6条）その他の法の施行に関すること。								
10 沿岸漁業の構造改善に関する事務	(1) 計画地域の指定及び指定に係る協議 (2) 沿岸漁業構造改善事業の基本方針の策定、変更及び承認申請 (3) 沿岸漁業構造改善計画の樹立、変更及び協議 (4) 沿岸漁業構造改善事業に係る各年度実施計画の策定及び協議 (5) (1)から(4)までに掲げる事項以外の沿岸漁業の構造改善に関すること。								

別業第三の〇の業を削り、別業第三の〇の業中「課長等」を

「課長」に改め、同表監理課の部4の項中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(5)を(6)とし、(6)を削り、同部に次のように加える。

(1) 土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定等（法第6条第1項、第3項）					
--	--	--	--	--	--

別表第三の9の表監理課の部6の項中(1)から(3)までを削り、(4)を(1)とし、(5)を(2)とし、(6)から(8)までを削り、同部に次のように加える。

<p>7 公共用地の取得に 関する特別措置法 (以下この項におい て「法1」という。)の施行に関する事務</p>	<p>(1) 事業についての意見の申出 (法第 3 条第 1 項) (2) 生活再建計画の作成 (法第47 条第 3 項) (3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。</p>	
<p>8 土地収用法 (以下 この項において 「法」という。)の 施行に関する事務</p>	<p>(1) あつせんに付することの決定 (法第15条の2 第2項) (2) あつせんに関する協議 (法第 15 条の 2 第 3 項) (3) あつせん委員の任命 (法第15条の 3) (4) 仲裁に関する協議 (法第15条の7 第 2 項にお いて準用する法第15条の 2 第 3 項) (5) 仲裁委員の任命 (法第15条の 8) (6) 事業認定申請書の却下 (法第19条第 2 項) (7) 事業の認定 (法第20条) (8) 意見の聴取 (法第21条第 1 項、 第22 条、 第25 条の 2 第 2 項) (9) 公聴会の開催及び公告 (法第23条第 1 項、 第 2 項) (10) 手続の代行及び通知 (法第24 条第 4 項、 第 5 項) (11) 事業の認定に関する意見の申出 (法第27条第 3 項) (12) 委員及び予備委員の任免 (法第52条第 3 項、 第 5 項、 第 6 1 項) (13) 委員及び予備委員の罷免 (法第55 条第 2 項) (14) 代執行等 (法第102 条の 2 第 2 項、 第 3 項、 第 5 項) (15) あつせんの拒否の通知 (土地収用法施行令 (昭和26 年政令第342号。以下この項において 「政令」という。)第 1 条の 3) (16) あつせんに付した旨の通知 (政令第 1 条の 4) (17) あつせんの打切りの通知 (政令第 1 条の 7) (18) 仲裁委員の氏名の通知 (政令第 1 条の 7 の 3)</p>	

9 国土交通省所管の 国有財産に関する事 務	(19) 公聴会を主宰する職員の指名（土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第10条第1項）	(20) (1)から(19)までに掲げる事項以外の法の施行に 関すること。															
	(1) 普通財産の引継ぎ（国有財産法第8条第1項）	(2) 行政財産の用途廃止	面積が1,000平方メートルを超える土地に係るもの	面積が1,000平方メートル以下の土地に係るもの													
			面積が1,000平方メートルを超える土地に係るもの	面積が1,000平方メートル以下の土地に係るもの													
	(3) 法定外公共用財産の加工及び用途変更に伴う 寄附受納	(4) 法定外公共用財産 の用途廃止に伴う寄 附受納	用途廃止の面積が1,000平方メートルを超える土地に係るもの	用途廃止の面積が1,000平方メートル以下の土地に係るもの													
	(5) 法定外公共用財産の加工及び用途変更の承認	(6) 登記の嘱託等（不動産登記法（平成16年法律第123号）第116条、第117条第2項）															土木事務 所
	(7) (1)から(6)までに掲げる事項以外の国土交通省 所管の国有財産に関すること。																土木事務 所

別添第3の9の添付技術管理課の添付「技術管理室」や「技術管理課」に添付し、
次のように加える。

2 建設工事に関する 資材の再資源化等に 関する法律（以下こ の項において「法」 という。）の施行に 関する事務	(1) 分別解体等の実施に関する助言又は勧告（法 第14条）															
	(2) 措置命令（法第15条）															
	(3) 解体工事の施工の差止め命令（法第29条第 2項）															
	(4) 対象建設工事の発注者等に対する報告の徴収 （法第42条第1項）															

4 特定公共賃貸住宅に関する事務	(1) 家賃の決定（山口県営特定公共賃貸住宅条例（平成9年山口県条例第3号）第8条第1項）							
	(2) (1)に掲げる事項以外の特定公共賃貸住宅に関すること。							

別表第三の9の表住宅課の部に次のように加える。

14 地域における多様な賃貸住宅等の整備法（平成17年法律第91号）以下この「法」に関する事務	(1) 特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の承認（法第13条第1項）その他の法の施行に関すること。							
---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第三の9の表県営住宅室の部を削り、同表を別表第三の8の表とし、別表第三の10の表を別表第三の9の表とする。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年四月一日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）